

# 医療法人 華頂会 訪問看護ステーション いわき事業所

## 重要事項説明書

医療法人 華頂会

訪問看護ステーション いわき事業所

福島県いわき市郷ヶ丘三丁目3番5号

TEL 0246 (38) 5850

FAX 0246 (38) 5651

### 1. 訪問看護のお申し込みからサービス開始まで

訪問看護は、看護師などが家庭訪問して、病気や障害のために支援を必要とされる方々の看護を行うサービスで、介護保険制度のほか、医療保険制度で利用できる方もいます。主治医の治療方針やケアプランに沿って、他のサービスと連携しながら看護を行いますので、安心して在宅療養が続けられます。

1. お申し込みは、訪問看護ステーションに直接連絡、または主治医・ケアマネージャーにご相談ください。
2. お申し込みを受けた後、主治医・ケアマネージャーと相談のうえ、初回訪問日をお知らせします。
3. 重要事項説明書を用いて事業所における重要な事項を説明し、同意が得られたら契約を締結します。
4. ケアプランに沿った訪問看護計画書を作成します。
5. 定期訪問を開始します。

※ 訪問看護の利用には、主治医の訪問看護指示書が必要です。

(訪問看護指示書は、医療費の自己負担割合により費用が必要です)

※ 緊急性がある場合は、訪問開始までの流れを短縮することがあります。

### 2. 訪問看護サービスの内容

- 病状・障害の観察、健康管理
- 療養、看護・介護方法のアドバイス
- 食事ケア、水分・栄養管理、排泄ケア、清潔ケア
- ターミナルケア
- リハビリテーション
- 認知症や精神疾患の方の介護
- 家族など介護者の支援
- 褥瘡や創傷の処置
- カテーテルなどの医療機器の管理
- 医師の指示による医療処置
- 保険・福祉サービスなどの活用支援

### 3. 営業日時のご案内

- 営業日：月曜日から土曜日まで
- 休日：日、祝日、年末年始12月30日午後から1月3日まで
- 営業時間：午前8時30分から午後5時30分まで

◎ 当ステーションは、年間を通し24時間いつでも連絡がとれる体制を設けております。  
(営業時間外は、看護職員のみ対応)

### 4. 営業区域

通常の事業の実施地域は、平、好間、四倉、内郷、常磐、小名浜の地域  
(その他の市内地域、双葉郡広野町、双葉郡檜葉町、北茨城市 応相談)

### 5. ご利用料金など

1. この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です。＜別紙2＞参照
2. 介護保険外のサービスとなる場合（サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超過する場合を含む）には、全額自己負担となります。（介護保険外のサービスとなる場合には居宅サービス計画表を作成する際に居宅介護支援専門員から説明のうえ、利用者の同意を得ることになります）
3. 交通費は事業者の通常のサービス地域を越える場合のみ必要となります。事業者の通常の実施地域を越えて行う場合の交通費は、事業所から片道10km未満200円（往復1回の訪問につき）以降5km増す毎に100円が追加となります。
4. 利用者負担金は、月ごとのお支払いとなります。お支払い方法は、サービス利用月の翌月に請求書をお渡ししますので現金でお支払い頂くか、口座振込とさせていただきます。サービス利用最終月の利用料金につきましては、原則として、口座振込または当事業所へご持参とさせていただきます。お支払い頂いた後に事務処理をしてから領収書を発行させていただきます。

### 6. サービス提供の責任者・訪問担当者等

1. サービス提供の責任者は次のとおりです。サービスについてご相談やご不満がある場合はどんなことでもお寄せください。

連絡先：医療法人華頂会 訪問看護ステーション いわき事業所  
(Tel 0246-38-5850)  
担当者：管理者 渡邊 あゆみ

2. 訪問看護サービスを担当するのは、看護職員 常勤換算2.5名以上（管理者含む）での交代制と理学療法士・作業療法士・言語聴覚士（以下「理学療法士等」という。）となっております。緊急時の迅速な対応を考慮して、利用者様方の所在地などをスタッフ全員が把握する為、看護職員は交代制と致しております。

職種	常勤	非常勤	業務内容
管理者	1名 (看護師業務兼務)		事業所従業者の管理 業務の管理 利用申込の調整 主治医との調整
看護職員	2名		看護計画に基づいた 訪問看護の提供
理学療法士等	4名	1名	看護計画に基づいた 訪問リハビリテーションの提供
事務職員	1名	1名	請求業務・電話対応・来客対 応・書類整理・環境整備など

## 7. ご利用にあたってのお願い

- やむを得ず訪問の予定変更やキャンセルを希望される場合は、必ずサービス利用の前日 営業時間内までにご連絡をお願いいたします。また、利用者様または家族様による度重なるサービスのキャンセルやサービス利用の前日までに予めキャンセルの連絡が無く、看護職員および理学療法士等が訪問に行った際、利用者様が不在であることが続く場合には、文書で通知することにより、直ちにこの契約を解除する場合があります。(ただし、利用者様の容態の急変など緊急時や、やむを得ない事情がある場合は除きます)
- 看護師・理学療法士等(以下「看護師等」という。)は、年金の管理、金銭の貸借などの金銭の取り扱いはいたしませんのでご了承ください。
- 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、固くお断りさせていただきます。
- 訪問中に発生したゴミや医療廃棄物などについては、利用者様のご家庭にて処分をお願い致します。
- 利用者負担金は、定められたケアプランに基づいたサービス提供票のとおりです。また、利用者負担金については居宅サービス計画書のサービス提供票別表も参考にしてください。
- 看護職員は、利用者様の心身の機能の維持回復のために、療養の世話や診療の補助を行います。また、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士は理学療法、作業療法、言語療法を行うこととされています。それ以外の業務(掃除・洗濯・調理・買い物等の家事)を行うことは出来ません。
- サービス提供時、犬等ペットの放し飼いは訪問看護の妨げになります。大切なペットの安全を守るためにも、訪問中はリードをつけていただくか、ゲージや居室以外の部屋へ保護するなどの、ご協力をお願いいたします。看護師等がペットに噛まれた場合、治療費のご相談をさせていただく場合がございます。
- 訪問車で伺いますので、駐車が出来るところをご準備願います。有料駐車場の場合、料金は利用者様負担でお願いします。
- 利用者様の安否確認や見守りを目的としたカメラの使用及びケアの確認等で看護師等が画像に写り込む場合には、プライバシー保護のため事前に看護師等の同意を得るようお願い致します。SNS等で画像を使用する場合も同様をお願いします。
- 交通事情や他の緊急事態で時間が遅れたりする場合がございます。訪問時間が多少前後する場合がございますことをご理解をお願いします。
- 当事業所の衛生材料(テープ・ガーゼなど)等をご使用した場合、保険適用外料金を別途実費でご請求させていただきます。

## 8. 事故発生時・緊急時の対応方法

1. サービスの提供中に万が一事故が発生したり、様態の変化などがあった場合は、その状況により主治医・救急隊・親族・居宅介護支援事業所及び市町村等へ連絡させていただきます。

### 訪問に関わる連絡や緊急時における連絡先

自宅電話番号 ( ) -

携帯電話番号 ( ) - 利用者との続柄

※プライバシーに関わる事項については保護されております。

### ※緊急の場合の搬送先：

但し、救急隊の判断により、やむを得ず上記搬送先が変更になる場合がございます。

## 9. 苦情のご相談

受付窓口 : 医療法人 華頂会 訪問看護ステーション いわき事業所  
担当者 : 管理者 渡邊 あゆみ  
電話番号 : 0246-38-5850  
相談時間 : 午前8時30分～午後5時30分

その他窓口 : 福島県国民健康保険団体連合会（苦情相談窓口専用電話）  
電話番号 : 024-528-0040

行政窓口 : いわき市役所 高齢福祉課 介護サービス整備係  
電話番号 : 0246-22-7467

## 10. 暴力団排除に関する事項

1. 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律から、当サービスを運営する法人として法人の役員及び当事業所管理者、従業員は暴力団員（第2条第6号に規定する暴力団員をいう）ではありません。
2. 当事業所の運営について、暴力団員の支配を受けることもありません。

## 1 1. 秘密の保持及び個人情報の取り扱いについて

1. 当事業所の従業員は、業務上知り得た個人情報の内容をみだりに他人に漏らしたり、不当な目的に利用することはありません。また、従業員でなくなった場合も同様です。
2. 次のいずれかに該当する場合には、個人情報を自ら利用、または提供することがあります。
  - ① 主治医への情報提供
  - ② サービス向上のための事業者間の連携
  - ③ サービス提供困難時の事業者間の連絡・紹介等
  - ④ 生命・身体の保護のために必要な場合（災害時における安否情報の確認等、緊急事態の場合）

## 1 2. その他

- ★ 症状が普段と異なる場合は速やかに担当者にお知らせください。
- ★ 心身の状態によっては、実施できない場合があります。  
（重度感染症の場合、医師による治癒証明を確認次第の再開となります。）
- ★ 状態の変化による中断の可能性があります。
- ★ 受診勧奨をさせていただく場合があります。
- ★ 心身機能を評価の上実施します、必ずしも利用者様の要望に添えない場合もございます。  
また、当日の症状に応じて、実施内容、時間が異なる場合があります。
- ★ 細心の注意を払いながら実施しますが、高齢者や長期臥床の方等におかれましては、予期せぬ事態（服薬や骨粗鬆症等による骨折、心疾患の急変等、脳血管障害の発症）の発生の危険性があります。また、動脈瘤破裂により突然死を来す可能性があります。
- ★ 重度の心疾患の方の場合、お断りさせて頂くことがあります。
- ★ 嚥下訓練を実施する場合、誤嚥性肺炎発症、窒息発生等の危険性があります。
- ★ 理学療法士等による訪問看護は、3ヶ月に1回以上の頻度で看護職員による訪問と訪問看護計画書の更新および説明をさせて頂きます。利用者様本人が計画書に署名できない場合は、ご家族様に署名をお願いいたします。また、かかりつけ医および担当ケアマネージャー等には内容を報告させていただきます。
- ★ 理学療法士等による訪問看護は、その訪問が看護業務の一環としてのリハビリテーションを中心としたものである場合に看護職員の代わりに訪問させるものであります。

## 1 3. 第三者評価実施の有無

1. 当事業所は、第三者評価は実施しておりません。

## 1 4. 感染症蔓延及び災害等発生時の対応

1. 災害等発生時は、その規模や被害状況により通常サービス提供を行えない可能性があります。災害時の情報、被害状況を把握し安全を確保したうえで、利用者様の安否確認や支援、主治医や関係機関との連携、必要時の訪問を行います。
2. 感染症蔓延時には通常サービス提供を行えない可能性があります。感染症の拡大状況を把握し、予防対策を講じて、必要な訪問を行います。

## 15. 虐待防止について

1. 事業者は、利用者様の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止に関する責任者の設置、苦情解決対策等の必要な体制整備を行うとともに、従業員に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修を実施する等の措置を講じます。
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者（利用者様の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者様を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとします。

## 16. 事業継続計画の策定等について

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

## 17. 衛生管理等について

- (1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- (2) 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- (3) 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- (4) 看護師等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- (5) 事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

## 18. ハラスメントについて

事業所は、サービス利用契約中に、利用者様や家族様から、下記の様なハラスメント行為があった場合、状況によってはサービスの提供を停止させて頂く場合があります。状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。

- (1) 性的な話をする、必要もなく身体を触る等のセクシャルハラスメント行為
- (2) 嫌がらせをする、理不尽なサービスを要求する等の精神的暴力
- (3) 叩く、つねる、払いのける等の身体的暴力
- (4) 長時間の電話や理不尽な苦情を申し立てる等の行為
- (5) 看護師等や事務職員に対し執拗に電話を繰り返す、大声で怒鳴りつける等の行為
- (6) 事務所内に置いて、暴力や暴言等の威嚇を行う迷惑行為

【事業者】

事業者は、ご利用者様にサービス内容及び重要事項を説明しました。

事業者名 医療法人華頂会 訪問看護ステーション いわき事業所

事業者住所 福島県いわき市郷ヶ丘三丁目32番5号

電話番号 0246-38-5850

管理者名 渡 邊 あ ゆ み

説明者名

【ご利用者様】

私は、事業者よりサービス内容及び重要事項について文書に基づいて説明を受け、同意いたします。

(ご本人)

氏 名

電話番号 ( ) -

携帯電話

(代理人の場合)

氏 名 (続柄 )

電話番号 ( ) -

携帯電話

**※ 訪問看護基本利用料【要介護】**

**看護師による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
30分未満（訪問看護Ⅱ2）	471単位	471円
30分～1時間未満（訪問看護Ⅲ3）	823単位	823円
1時間以上～1時間30分未満（訪問看護Ⅳ4）	1,128単位	1,128円

**准看護師による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
30分未満（訪問看護Ⅱ2・准）	424単位	424円
30分～1時間未満（訪問看護Ⅲ3・准）	741単位	741円
1時間以上～1時間30分未満（訪問看護Ⅳ4・准）	1,015単位	1,015円

**理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
20分 1単位（訪問看護Ⅴ5）	294単位	294円
40分 2単位（訪問看護Ⅴ5）	588単位	588円
60分 3単位（訪問看護Ⅴ5・2超） 10%OFF	795単位	795円

**※ 訪問看護基本利用料【要支援】**

**看護師による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
30分未満（予防訪問看護Ⅱ2）	451単位	451円
30分～1時間未満（予防訪問看護Ⅲ3）	794単位	794円
1時間以上～1時間30分未満（予防訪問看護Ⅳ4）	1,090単位	1,090円

**准看護師による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
30分未満（予防訪問看護Ⅱ2・准）	406単位	406円
30分～1時間未満（予防訪問看護Ⅲ3・准）	715単位	715円
1時間以上～1時間30分未満（予防訪問看護Ⅳ4・准）	981単位	981円

**理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による訪問**

訪問時間	単位数	1割負担額
20分 1単位（予防訪問看護Ⅴ5）	284単位	284円
40分 2単位（予防訪問看護Ⅴ5）	568単位	568円
60分 3単位（予防訪問看護Ⅴ5・2超） 50%OFF	426単位	426円

下記項目に該当する場合は、負担割合に応じて合計金額に加算・減算されます

**※ 加算・減算項目**

加算名	単位数	
初回加算Ⅰ（退院した日）	350単位 / 初回訪問時	
初回加算Ⅱ（退院した日の翌日以降）	300単位 / 初回訪問時	
退院時共同指導加算	600単位 / 初回訪問時	
緊急時訪問看護加算Ⅰ1	600単位 / 月	
特別管理加算Ⅰ	500単位 / 月	
特別管理加算Ⅱ	250単位 / 月	
夜間・早朝加算 18：00～22：00 6：00～8：00	基本料金の25%加算 / 回 ※月に2回目以降の 緊急訪問の場合	
深夜加算 22：00～6：00	基本料金の50%加算 / 回 ※月に2回目以降の 緊急訪問の場合	
長時間訪問看護加算	300単位 / 回	
複数名の看護師等による 訪問看護加算1回につき	30分未満 254単位 30分以上 402単位	
ターミナルケア加算	2,500単位/死亡月につき (要支援は対象外)	
サービス提供体制加算Ⅱ1	3単位 / 回	
中山間地域等提供加算1	所定単位数の5%	
訪問回数超過等減算（※理学療法士等のみ）	- 8単位 / 回	
要支援	予防訪問看護12月超減算1（＃）	- 5単位 / 回
	予防訪問看護12月超減算2（＃＃）	- 15単位 / 回

※理学療法士等とは、理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のこと

**※ 保険適応外**

サービス名	料金
死後の処置料	5,000円
交通費（通常の実施地域を越えて訪問する場合）	
事業所から片道10km未満200円（往復1回の訪問につき）	
以降5km増す毎に100円追加	実費
駐車料金（コインパーキング利用等）	実費
衛生材料等の物品（ガーゼ、絆創膏、テープ等）	実費

**※ 訪問看護利用例（1割負担・要介護の場合）**

◎正看護師 週1回/月5回 30分～1時間未満の訪問看護の場合	
訪問看護基本利用料	823単位×5日 = 4,115単位
サービス提供体制加算Ⅱ1	3単位×5日 = 15単位
緊急時訪問看護加算Ⅰ1	600単位
合計	4,730単位 (47,300円)
<b>利用者様負担金額（1割負担）</b>	<b>4,730円</b>

**※ 訪問リハビリ利用例（1割負担・要介護の場合）**

◎理学療法士等 週1回（40分）/月5回の訪問リハビリの場合	
訪問看護基本利用料	294単位×2×5日 = 2,940単位
サービス提供体制加算Ⅱ1	3単位×2×5日 = 30単位
訪問回数超過等減算	- 8単位×2×5日 = -80単位
合計	2,890単位 (28,900円)
<b>利用者様負担金額（1割負担）</b>	<b>2,890円</b>

★利用開始時及び3ヶ月に1回、看護職員によるモニタリング提供がございます  
 （※看護職員が定期訪問をする場合は、上記のモニタリング提供はございません）

※看護職員とは、正看護師・准看護師のこと

いわき市の介護保険は1単位=10円です。利用者様の所得に応じて、2割・3割負担の場合もあります。



- ⊗ 初回加算Ⅰは、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日に初回の訪問看護を行った場合に加算します。初回加算Ⅱまたは、退院時共同指導加算を加算している場合は、加算しません。
- ⊗ 初回加算Ⅱは、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、病院等から退院した日の翌日以降に初回の訪問看護を行った場合、また過去2月間利用がない場合、要支援から要介護、要介護から要支援への区分変更の場合に加算します。初回加算Ⅰまたは、退院時共同指導加算を加算している場合は、加算しません。
- ⊗ 退院時共同指導加算は、病院(診療所)・老人介護施設に入院中(入所中)の者が退院(退所)にあたり主治医等と連携して在宅生活における必要な指導を行い、その内容を文書により提供した場合に加算します。その場合、初回加算は加算しません。
- ⊗ 緊急時訪問看護加算Ⅰ1は、利用者の同意を得て、利用者又はその家族等に対して24時間連絡体制にあって、かつ、計画的に訪問することとなっていない緊急時訪問を必要に応じて行う場合に加算します。なお、同意書面は別添のとおりです。
- ⊗ 特別管理加算は、指定訪問看護に関し特別な管理を必要とする利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの)に対して、指定訪問看護の実施に関する計画的な管理を行った場合に加算します。  
 なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
 

- イ. 在宅悪性腫瘍患者指導管理、在宅気管切開患者指導管理を受けている状態、または気管カニューレ、留置カテーテルを使用している状態
  - ロ. 在宅自己腹膜灌流指導管理、在宅血液透析指導管理、在宅酸素療法指導管理、在宅中心静脈栄養法指導管理、在宅成分栄養経管栄養法指導管理、在宅自己導尿指導管理、在宅持続陽圧呼吸療法指導管理、在宅自己疼痛管理指導管理、在宅肺高血圧症患者指導管理を受けている状態
  - ハ. 人口肛門又は人工膀胱を設置している状態
  - ニ. 真皮を超える褥瘡の状態
  - ホ. 点滴注射を週3日以上行う必要があると認められる状態
- ⊗ 特別管理加算Ⅰはイに、特別管理加算Ⅱはロからホまでに該当する状態にある利用者に対して訪問看護を行った場合に加算します。特別管理加算Ⅰと特別管理加算Ⅱは、どちらか一方しか加算しません。
- ⊗ 長時間訪問看護加算は、特別管理加算の対象者に対して、1回の訪問時間が1時間30分を超える訪問看護を行った場合、訪問看護の所定サービス費(1時間以上1時間30分未満)に加算します。なお、当該加算を算定する場合は、別途定めた1時間30分を超過する部分の利用料は徴収しません。
- ⊗ 複数名の看護師等による訪問看護加算は、2人の看護師等(両名とも看護師、准看護師又は理学療法士、作業療法士もしくは言語聴覚士であることを要する)が同時に訪問看護を行う場合(利用者の身体的理由により1人の看護師等による訪問看護が困難と認められる場合等)に加算します。
- ⊗ ※ターミナルケア加算は、在宅で死亡した利用者に対して、その家族等の同意を得て、その死亡日及び死亡日前14日以内に2日(死亡日及び死亡日前14日以内に当該利用者(別に厚生労働大臣が定める状態にあるものに限る。))に対して訪問看護を行っている場合(あっては1日)以上ターミナルケアを行った場合(ターミナルケアを行った後、24時間以内に在宅以外で死亡した場合を含む。)に加算します(要支援は対象外) また、死後の処置を行った場合は、別途5,000円の実費負担となります。  
 なお、「別に厚生労働大臣が定める状態にあるもの」とは次のとおりです。
 

- 1. 多発性硬化症、重症筋無力症、スモン、筋萎縮性側索硬化症、脊髄小脳変性症、ハンチントン病、進行性筋ジストロフィー症、パーキンソン病関連疾患、進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症、パーキンソン病(ホーエン・ヤールの重症度分類がステージ3以上であって生活機能障害度がⅡ度又はⅢ度のものに限る)、多系統萎縮症(線条体黒質変性症、オリブ橋小脳萎縮症、シャイ・ドレーガー症候群)、プリオン病、亜急性硬化性全脳炎、ライソゾーム病、副腎白質ジストロフィー、脊髄性筋萎縮症、球脊髄性筋萎縮症、慢性炎症性脱髄性多発神経炎、後天性免疫不全症候群、頸髄損傷および人工呼吸器を使用している状態のいずれかに該当する場合
  - 2. 急性憎悪その他、当該利用者の主治医が一時的に頻回の訪問看護の必要を認める状態
- ⊗ サービス提供体制加算Ⅱ1は、当ステーションの看護職員・理学療法士等の勤続3年以上が30%以上配置しており、利用者へ提供するサービスの質を上げるための取り組みを行っているため加算します。
- ⊗ 中山間地域等提供加算は、中山間地域等に居住する利用者に対してサービス提供を行った場合、所定単位数に5/100を乗じた単位数を加算します。
- ⊗ 訪問回数超過等減算(※理学療法士等のみ)は、訪問看護ステーションの前年度の理学療法士、作業療法士または言語聴覚士による訪問回数が、看護職員による訪問回数を超えている場合に減算します。
- ⊗ 予防訪問看護12月超減算2(※理学療法士等のみ)は、利用開始した月から12月を超えた場合、上記の訪問回数超過等減算(※理学療法士等のみ)が適用となっている場合、更に減算します。
- ⊗ 予防訪問看護12月超減算1(※理学療法士等のみ)は、利用開始した月から12月を超えた場合、訪問回数超過等減算(※理学療法士等のみ)を算定していない場合、減算します。